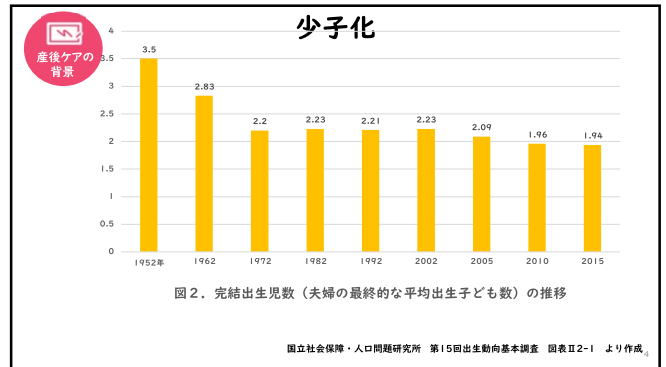


**妊娠から産後まで包括的に母子を支えるために  
～産後ケア事業の現状と今後のあり方～**

東京都立大学  
安達 久美子



### 本日の内容

産後ケアの背景

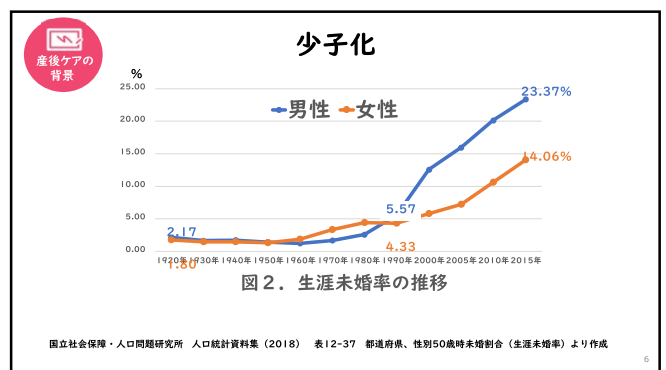
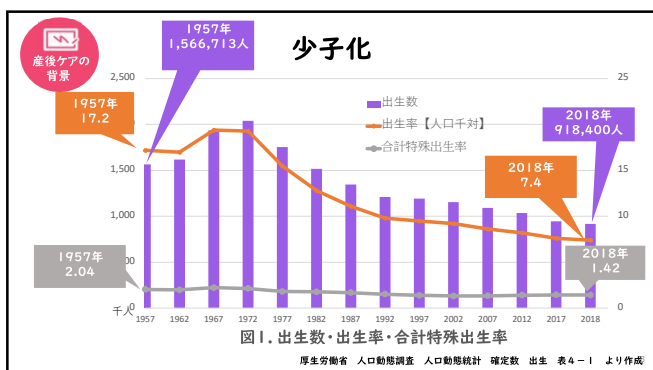
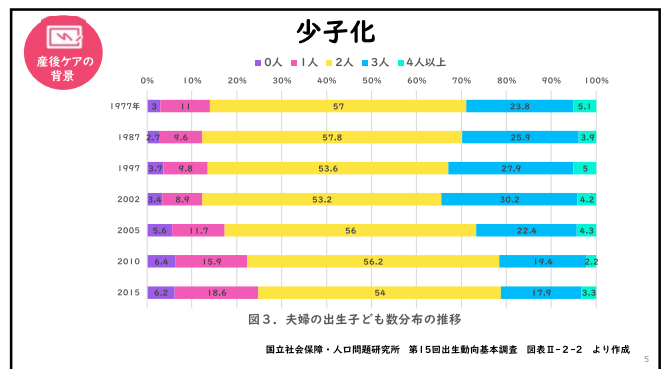
産後ケアの今後

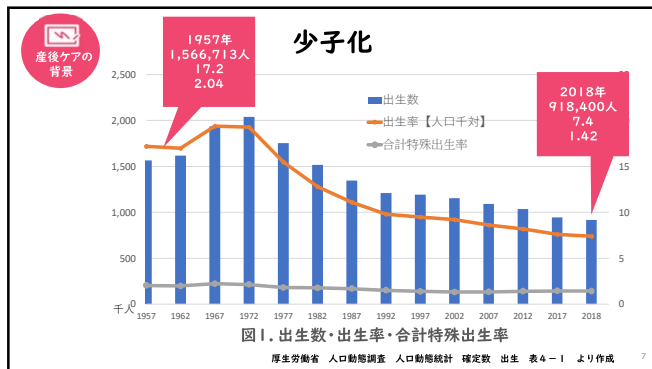
産後ケアとは

産後ケア事業

産後ケア事業の留意点

2





**産後ケアの背景**

### 出産年齢の上昇

- ・妊孕性の低下
- ・合計特殊出生率の低下
- ・祖父母世代（母親の実義父母）の高齢化
- ・ダブルケア
- ・祖父母世代との時代背景の相違
- ・産後の疲労回復の遅延

10

**産後ケアの背景**

### 慢性化した少子化

- ・子育てが日常から切り離される
- ・子どもや子育てに対する経験不足
- ・子どもや子育てに関する理解不足
- ・社会における子ども、子育てへの興味や関心の低下
- ・子育てにおける互助が減少

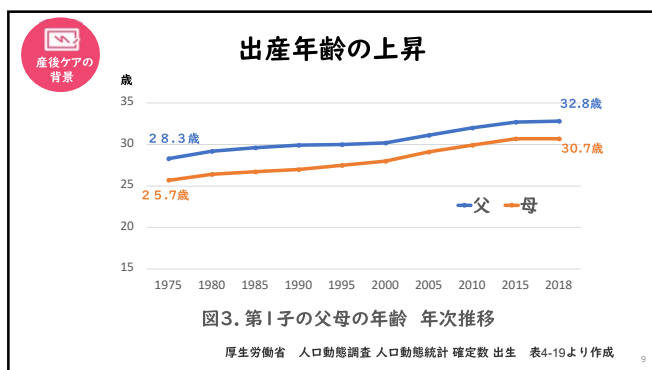
8

**産後ケアの背景**

### 地域コミュニティの変化

- ・婚姻や出産を機にした転入、転出
- ・社会全体の地域コミュニティの変化
- ・地域で過ごす時間の減少

11



**産後ケアの背景**

### 地域コミュニティの変化

- ・ソーシャルキャピタル（社会関係資本）  
「信頼」「規範」「ネットワーク」
- ・公園デビュー
- ・園庭開放、子育て広場

12



**母子保健法の一部を改正する法律  
公布日：令和元年12月6日**

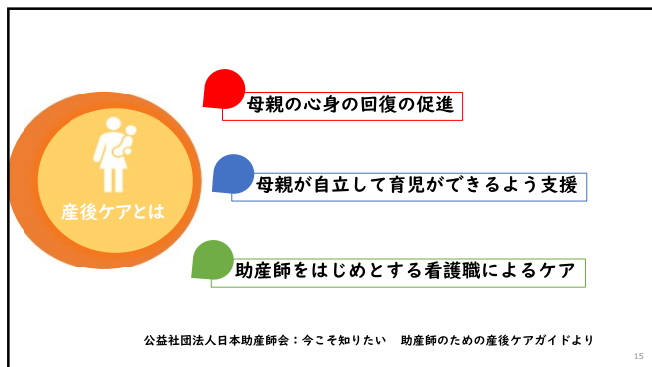
市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下この条において「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。（抜粋）



**産後ケア事業の対象者**  
厚生労働省（2020）：産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン

- (1) 母親
  - ① 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
  - ② その他、特に支援が必要と認められる者  
\*初産・経産については問わない。
- (2) 新生児及び乳児  
自宅において養育が可能であるもの
- (3) その他  
地域の保健・医療・福祉・教育機関等の情報から市町村が支援が必要と認める者

父親への支援も対象となる。



**産後ケア事業の対象者**  
厚生労働省（2020）：産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン

- (1) 母親
  - ① 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
  - ② その他、特に支援が必要と認められる者  
\*初産・経産については問わない。
- (2) 新生児及び乳児  
自宅において養育が可能であるもの

利用者の決定に当たっては、仮に母子に同居家族が存在しても、産婦や乳児に対する支援を十分行うことができないことも想定されることに鑑み、同居家族の有無等にかかわらず、子育て世代包括支援センターや産婦健康診査での相談等によって、支援が必要と認められる場合には積極的に事業の利用を勧奨することが望ましい。

父親への支援も対象となる。

**産後ケア事業の担当者**

厚生労働省(2020):産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン

●助産師、保健師、看護師を1名以上置くこと  
特に、出産後4か月頃までの時期は、褥婦や新生児に対する専門的ケア(乳房ケアを含む。)を行うことから、原則、助産師を中心とした実施体制での対応とする。  
※必要に応じて

- ① 心理に関する知識を有する者
- ② 育児等に関する知識を有する者(保育士、管理栄養士等)
- ③ 本事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した関係者

19

**通所(デイサービス)型**

個別・集団

仲間づくり

母親の身体回復への支援

生活パターン

22

**事業の種類**

厚生労働省(2020):産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン

短期入所(ショートステイ)型

通所(デイサービス)型

居宅訪問(アウトリーチ)型

20

**居宅訪問(アウトリーチ)型**

個性

家族への支援

支援の焦点化

柔軟な対応

23

**短期入所(ショートステイ)型**

一日の生活を通じた支援

夜間の授乳への支援

母親の身体回復への支援

食事提供を通じた栄養指導

21

**産後ケアの留意点**

緊急時の対応

- 緊急時のマニュアル整備
- 緊急対応トレーニング など
- 医療連携

メンタルヘルス

- 利用者の背景の把握
- 精神科との連携 など

個人情報保護

- 適切な情報管理
- 利用者への説明
- 他機関へ情報提供が必要な場合の手順 など

継続ケア


- 地域連携
- 定期的なカンファレンス など

ケアの質担保

- ケア目標・計画の立案
- ケア評価
- 利用者からのアンケート
- ケア実施者研修

24

研修3. 妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修



- 柔軟な利用者要件
- 丁寧な周知活動
- 妊娠期からの支援

誰もが受けられるサービス

- 実施施設の確保
- 適切な委託費
- 整備計画



産後ケア実施体制整備

- 多職種連携
- 実施方法の工夫
- 子どもの発達支援

産後・生後1年間への対応

- 産後ケア事業型
- 里帰り出産者への対応

地域のニーズの把握



産後ケアの  
今後

25



すべての母子とその家族のため  
産後ケアが  
より身近なものとなるよう皆様のお力をいただければと思います。  
一緒に頑張りましょう。



26